

議案第13号

南丹市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部改正  
について

上記の議案を提出する。

令和8年2月2日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改  
正する条例

南丹市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例（令和元年南丹  
市条例第18号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
<p>（年次有給休暇）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 年次有給休暇の単位は、1日とする。 ただし、特に必要があると認められるときは、1時間又は<u>30分</u>を単位とすることができるものとし、<u>30分</u>を単位とする場合は、1時間以上の年次有給休暇を取得する場合（年次有給休暇の残日数の全てを取得しようとする場合 _____ を除く。）に限るものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（年次有給休暇）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 年次有給休暇の単位は、1日とする。 ただし、特に必要があると認められるときは、1時間又は<u>15分</u>を単位とすることができるものとし、<u>15分</u>を単位とする場合は、1時間以上の年次有給休暇を取得する場合（年次有給休暇の残日数の全てを取得しようとする場合 <u>及び市長が特に必要と認める場合</u>を除く。）に限るものとする。</p> <p>3 （略）</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。